

( 総則 )

第一条 名古屋山歩きサークル「さんぼ」OB・OG会規約(以下「規約」という)を実施するために必要な事項は、この名古屋山歩きサークル「さんぼ」OB・OG会細則(以下「細則」という)に定めるところによる。

( 入会 )

第二条 本会へ入会しようとする者(以下「入会希望者」という)は、会長の承認を受けなければならない。

2 会長は、入会希望者が規約第四条で定める入会資格を有していることを確認するために、あらかじめ次号に掲げるいずれかの者の意見をきかなければならない。

- 一 入会希望者がさんぼに所属していた期間の、さんぼの部長もしくは副部長
- 二 入会希望者がさんぼに所属していた期間に、さんぼに所属していたOB会員
- 三 上記以外で総会が認めた者

3 入会希望者は、規約第十七条第二項に定める入会希望者の情報を名簿係に届け出なければならない。

4 入会希望者は、名前及びメーリングリストに登録したいメールアドレスをホームページ係に届け出なければならない。

( 規約第五条第二項による入会 )

第三条 規約第五条第二項に該当する者(以下本条において「該当者」という)は第二条第一項及び第二項を省略して、本会へ入会することができる。

2 該当者が複数いる場合は、該当者の中から代表者を1人選任する。なお、代表者はさんぼの部長経験者が望ましい。

3 前項に定める代表者は、該当者の入会希望の有無の確認を行った上で、前条第三項及び第四項を取り纏めて行う。

( 退会 )

第四条 本会からの退会を希望する者(以下「退会希望者」という)は、会長へ退会を届け出る。

2 会長は、退会希望者の退会を、名簿係及びホームページ係に通知しなければならない。

3 退会者が再入会する場合は、再度、第二条に定める手続きを行わなくてはならない。

( 会費 )

第五条 会員は、会費として本会入会時に2,000円を支払う。

2 会費の徴収は、原則として会計が直接行わなければならない。ただし、会計が直接徴収することが困難な場合は、次号に掲げるいずれかの者が、徴収を行う。

- 一 会長
- 二 事務局(現役)
- 三 さんぼの部長
- 四 さんぼの副部長
- 五 上記以外で総会が認めた者

3 会計は、会費が未払いの者の名前を会長及び名簿係に通知しなければならない。

( 決算報告 )

第六条 会計は、規約第十四条にもとづき、決算報告書を作成し、総会で配布しなければならない。

2 会計は決算報告書の根拠資料として、次号に掲げる書類の写しを決算報告書に添付しなければならない。

- 一 出納簿
- 二 領収書
- 三 通帳の写し
- 四 その他、総会が必要と判断したもの

( ホームページの管理 )

第七条 本会のホームページは、さんぼがさくらインターネット㈱からレンタルしているサーバーに開設する。

2 本会は、さんぼがさくらインターネット㈱に支払うレンタル料のうち、2,000円を支払う。

3 ホームページの様式は、総会の議決により定める。

( メーリングリストの管理 )

第八条 会員は、メーリングリストの変更が必要なときは、ホームページ係へ申請する。

2 前項の申請を受けたホームページ係は、申請が妥当であることを確認した上で、メーリングリストを変更する。

3 ホームページ係は、メーリングリストを変更したときは、変更した事項及び理由を全会員に通知しなくてはならない。

4 前項の規定にかかわらず、会員が別に定める方法でメーリングリストを変更したときは、変更した事項及び理由を会員に通知しなくてもよい。

5 ホームページ係は、メーリングリストに登録されているメールアドレスに、メールが正しく送信されない事象を確認したときは、速やかに対策を講じなければならない。

( 名簿の管理 )

第九条 会員は、名簿記載内容に変更があった場合は、速やかに会長及び名簿係に届け出なければならない。

2 名簿係は、年に1回夏季に、全会員に対し、名簿記載内容の確認を行い、確認された最新の情報をもとに、名簿を更新しなければならない。

3 名簿係は、会員から規約第十八条第一項で定める情報について開示請求があったときは、該当情報を開示しなければならない。

4 名簿係は、あらゆる手段を尽くしても連絡がつかなくなった会員について、名簿にその旨を記載しなければならない。

5 名簿係は、第五条第三項に該当する会員について、名簿にその旨を記載しなければならない。

( 総会の実施 )

第十条 総会係は、総会の開催1ヶ月前までに総会の開催日を決定し、全会員に通知しなけれ

ばならない。

2 会員は、総会に付議する事項がある場合は、議案書を作成し、総会の2週間前までに全会員に通知しなければならない。

( 会誌 )

第十一条 会誌係は、OB会誌を作成し、総会で配布しなければならない。

2 ホームページ係は、会誌をOB会ホームページ上で会員に閲覧できるようにしなければならない。

( 細則の改正 )

第十二条 本細則の改正は、総会の議決による。

附則

( 施行 )

第一条 この細則は、2011年11月12日から施行する。

以 上